

ある故歌貝も上の句に下の句をとり合するによりて、ついまつとも名付也、歌がるたといふは田舎詞也、かるたといふ物の形に似たる故云なるべし、かるたと云物は、異國より渡りたる博奕の道具也、歌貝も本は四角にはせず、將棋の馬形にする也、馬形にする事は、貝の形をまなびたる也、はまぐりの頭のとがりたるをかたどる也とぞ、又歌貝をばとると云也、歌がるたをばうつとはいはぬ也、

〔甲子夜話 十九〕一世ニ名高キ人ハ、才モ優レタル所有ル者ナリ、略中狩野榮川院、信一侯家ニテ席

畫ノ折カラ、百人一首歌加留多ノ、白木箱ニ納レシヲ持出テ、箱ニ何ナリトモ一筆ト所望アリケレバ、乃ユリノ花ヲ著色ニ繪ガキシトナリ、百合ト云ニテ思寄シハ、ハタラキタルコトナリ、林

〔國花萬葉記 山城〕諸職名匠

歌がるた所 井上山城 鳥丸五條下

〔ひな人形の故實〕弘法大師御作の實語教のかるた、小兒方によませ給へば、實語教を空におぼゆる品也、

〔柳亭筆記〕順禮がるた考證

このかるたは、元祿年間のかぶき役者の姿繪にて、京順禮、江戸順禮などいふ事のおこなはれし頃の洒落なり、難波梅園子の藏なりしを、花笠文京におくられ、文京又それをわがちて予種彦○柳亭におくりしなり、京順禮といふは、さき江戸及大坂にもあり、此事衣裳にだてを作り、笈摺をまとひ、胸札を掛け實の順禮の如くいであち、洛陽の觀音の靈場をうちめぐりしなり、寛文六年印本年代記に曰、萬治三年洛陽の三十三所の觀音、此頃より初り、老少あゆみをはこぶと見え、寶永の印本年代皇記には、寛文五年詔して洛陽三十三所の觀音を定らるとあり、此事玉滴隱見萬治三年、寛文五年、いづれが是か考得ざれども、寛文四年の印本に、老婆物語と題する洛陽三十三所觀音の縁起